

## 令和5年第1回隱岐の島町議会定例会会議録

開 会 (開議) 令和5年 3月17日 (金) 9時30分 宣告

### 1. 出席議員

1番	岡 田 智 子	7番	村 上 謙 武	13番	石 田 茂 春
2番	牧 野 牧 子	8番	菊 地 政 文	14番	高 宮 陽 一
3番	藤 野 定 幸	9番	西 尾 幸太郎	15番	米 澤 壽 重
4番	齋 藤 則 子	10番	池 田 賢 治	16番	池 田 信 博
5番	田 中 一 隆	11番	安 部 大 助		
6番	大 江 寿	12番	前 田 芳 樹		

### 1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池 田 高世偉	地 域 振 興 課 長	宇 野 慎 一
副 町 長	大 庭 孝 久	上 下 水 道 課 長	村 上 和 久
教 育 長	野 津 浩 一	建 設 課 長	田 中 文 男
代 表 監 査 委 員	嶽 野 正 弘	施 設 管 理 課 長	増 本 直 行
総 務 課 長	佐 々 木 千 明	危 機 管 理 室 長	齋 藤 和 幸
会 計 管 理 者	濱 田 勉	水 産 振 興 室 長	橋 本 博 志
財 政 課 長	石 田 寛 弥	都 市 計 画 課 係 長	西 尾 正 平
税 务 課 長 補 佐	小 中 静	総 務 学 校 教 育 課 長	吉 田 隆
町 民 課 長	井 崎 理 惠 子	社 会 教 育 課 長	中 村 恒 一
保 健 福 祉 課 長	野 津 千 秋	布 施 支 所 長	山 根 淳
住 民 福 祉 担 当 課 長	廣 江 和 彦	五 箇 支 所 長	藤 野 一
環 境 課 長 補 佐	泉 秀 幸	都 万 支 所 長	砂 本 進
商 工 觀 光 課 長	鳥 井 登	中 出 張 所 長	茶 山 宏
農 林 水 産 課 長	河 北 尚 夫	中 央 公 民 館 長	金 坂 賢 一

### 1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 村 上 克 樹 事 務 局 長 補 佐 山 本 幸 子

## 1. 議員提出議案の題目

発議第 1号 隠岐の島町議会の個人情報の保護に関する条例

発議第 2号 国境離島地域の生活安全と国民保護計画の住民説明会を求める要望書

発議第 3号 議員定数・報酬を協議する特別委員会（仮称）の設置について

## 議事の経過

### ○議長（池田信博）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催します。

（本会議休憩宣言 9時30分）

（全員協議会開会宣言 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣言 11時30分）

（本会議再開宣言 11時30分）

## 日程第1. 委員長報告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会の審査に付託した町長提出議案の、議第2号「隠岐の島町隠岐有機センター設置及び管理条例を廃止する条例」から議第19号「指定管理者の指定について〔船原集会所〕」までの18件、及び議第30号「令和5年度隠岐の島町一般会計予算」から議第50号「物品購入変更契約の締結について〔小型ノンステップバス購入〕」までの21件、計39件、並びに継続審査となっている各常任委員会、特別委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員長 6番：大江寿議員

### ○6番（大江寿）

総務教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

委員会開催日ですが、2月28日、3月1日、14日、15日、16日の計5日間開催いたしました。

審査の結果ですが、条例の一部改正、令和5年度一般会計及び特別会計予算、工事請負変更契約は、全て全会一致で「可決すべし」といたしました。

審査の経過及び主な意見・指摘事項等についてです。

まず、「条例の一部改正」についてです。

議第7号「議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、議第8号「町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」、議第9号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

昨年3月議会時の「委員長報告」の中で特別職報酬審議会開催を要望したところ、6月、7月、8月と「報酬審議会」が開催されました。執行部からは「報酬審議会」が約9年ぶりに開催されたことから、他町村の例、そして社会情勢を考慮して議論した結果、「町村合併前に戻す」という結論に至ったとの報告があり、委員からは「3年前の報酬と議員定数の特別委員会の答申を資料として提供しなかったのか」「合併前に戻すという考え方が理解できない」「合併から20年近く経つのに考え方が安易ではないか」など多数の意見がありました。

その後、議会では議会基本条例の「議員間討議」を活用し全員協議会を行い、委員会関わらず各議員よりさまざまな意見を聞きました。その後、委員会では「報酬審議会」の会議録の提出を求め慎重に審査いたしました。

当委員会では、今後必ず定期的に行ってもらうことと情報を提供しておくよう指摘をしていきたいと思います。

次に、「令和5年度一般会計・特別会計予算」についてです。

繰入金「ふるさと応援基金」の充て方について、特定目的基金繰入金のうち、ふるさと隠岐の島応援基金2,179万3,000円については、各事業の財源として充当されています。

この基金は、特定の目的を定め、本町のふるさと創生や教育振興、地域振興、ふるさと応援基金など寄付された方々が本町の発展を願った善意の大切な基金であり、この基金の充当の在り方については令和4年9月定例会の「委員長報告」でも申し上げたとおり、通常、行政として対応すべき事務事業には充当することなく、更なる振興が図れるような施策に充当すべきであり、更に検討するよう指摘をしておりました。しかしながら、本年度の一般会計当初予算においても、本来、行政として行うべき事業に、この「ふるさと隠岐の島応援基金」が充当されていることは、いくら財政が厳しくても好ましいとは認められません。

例えば、「高齢者福祉施設整備事業」における介護サービス事業所の車両購入補助金300万4,000円、「中学校一般管理運営事業」の生徒用の机・椅子等も備品整備704万円に充当さ

れています。前者については、介護サービス事業所の車両は通常業務を行なう上で必ず整備しておかねばならない車両であり、後者は学校運営上、児童の机・椅子等が無いとは考えられません。

委員からは、「財源が無かった場合は机・椅子は購入しないのか」また「財政が厳しくても借金してでも整備すべきことではないか」等の意見がありありました。更に、「この基金を使って、職員が企画・立案するような体制を考えるべきではないか」「寄付された方々に喜んでもらえるような施策や事業に充当すべきではないか」等、基金を提供していただいた善意に応えるようさまざま意見や指摘がありました。

確かに、寄付された方々は、「竹島のために」「図書館の図書購入のために」と具体的なものや、また、「本町の振興のために」「福祉事業・教育の振興のために」という思いの方もおられるかもしれません。担当課長からは、「財政状況が厳しいので」という本音の言葉も聞かれましたが、「引き続き検討する」との答弁がありました。

当委員会としては、「ふるさと隠岐の島応援基金」を有効的に活用していただき、基金の使途については更に明確化するよう指摘するとともに、再検討するよう要望しておきたいと思います。

次に、「人事管理事務事業」についてでございます。

会計年度任用職員は130名を超える採用を予定しているが、近年増加傾向であります。基幹的業務は正規職員で補助的業務は会計年度任用職員という説明でした。

例えば、図書館司書の場合は司書の資格を持った人、公民館などは正規職員と一緒にになって業務を遂行している会計年度任用職員など、基幹的業務と補助的業務の区分は非常に難しいと考えます。

少子化問題では、賃金が低く経済的に結婚もできないという若者もいるようで不安定経済的なことが少子化につながるのではとも思われます。委員会としては必要とする職務は正規職員で採用し、会計年度任用職員はできるだけ減少させるよう指摘しました。

「財産の無償譲渡」についてです。

光ファイバーケーブル設備及び付帯設備の無償譲渡についてでございます。

町民への継続的かつ安定的な光通信サービスの提供を行うとともに、今後の設備維持管理、更新に係る財政的、人的負担の軽減を図るため、本町が整備した設備をNTT西日本島根支店に無償譲渡するものであるとの説明がありました。

委員会では移行作業の伴い費用が発生するが、将来的経費節減となるのであればやむなし

とし、進捗状況を随時報告するよう指摘しました。

「所管の調査事項」についてです。

隱岐の島町立北小学校に関する今後の方針についてです。

執行部より保護者、校区内住民と説明会や意見交換をし、「北小学校は令和7年（2025）年3月31日をもって閉校し、同年4月1日より中条小学校に統合する」方針であるとの報告を受けました。委員会では、今後も保護者及び校区内住民との理解を深めていくよう指摘をしました。

所管の調査事項は、引き続き調査・研究いたします。以上で、総務教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

### ○議長（池田信博）

次に、産業建設常任委員長 7番：村上 謙武 議員

### ○7番（村上謙武）

それでは、産業建設常任委員会の委員長報告をいたします。

委員会開催日は、2月28日、3月1日、3日、14日、15日の計5日間でした。

付託案件は別紙のとおり15件ありました。

審査の結果ですが、付託案件15件は、すべて全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、審査の経過及び主な意見、指摘事項等について、報告をいたします。

まず、議第30号「令和5年度隱岐の島町一般会計予算」についてです。

はじめに「新)西郷港周辺地区都市再生整備事業」についてですが、令和5年度3億3,575万円の事業予算、内容について質疑を行ないました。

主な事業予算は、用地・建物補償費2件1億1,345万8,000円の他、西郷港周辺地区の整備事業に向けた、まちづくり推進・支援業務、地域生活基盤施設実施設計業務、地区物件の調査業務、地域創造支援業務、家屋改修工事1件など10項目の事業となっております。

委員からの用地・建物補償費2件に関する質問に対して、担当課より用地・建物補償費には、ターミナルエリアデザインコンペ区域外にある用地・建物4棟も駐車場予定地として含まれるとの説明があり、改めて都市再生整備事業の対象区域に関すること、そして今年度から本格的な整備事業に着手する、西郷港周辺地区での事業内容等を確認しました。

今後、当該整備事業を円滑に推進していくうえで、最も配慮すべき点は、町が令和2年度に作成した「西郷港玄関口まちづくり計画」にある記述内容やまちづくり計画策定の手法等に対して、地元の中町まちづくり協議会が憤りを持っており、未だ西郷港周辺地区の整備事

業に対して、理解を示していない状況にあるということあります。

委員会では担当課に対し、中町まちづくり協議会との話し合いを早急に行い、地元住民のまちづくりに対する願いや思いに真摯に耳を傾け、整備事業計画の中に可能な限り地元住民の要望を反映していくべきであると指摘しました。

併せて、今年度事業については、地元住民に対する十分な事前説明を行ったうえで、実施するよう強く要望しました。

次に、「中出張所等複合新庁舎整備事業」1億4,366万3,000円の事業についてです。

令和4年度に着手した中出張所等複合新庁舎整備事業について、令和5年度の事業内容及び事業費の財源内訳等について説明を求めました。

令和5年度の主な工事内容は、敷地造成工事1億200万円となっており、造成工事完了後は建築工事に着手する予定となっております。総工費の見込額は7億9,705万5,000円で完工予定期日は令和6年度末ですが、ロシアによるウクライナ侵攻や円安による建築資材の高騰の影響、軟弱地盤対策等により、事業費については、今後変動する可能性も有り得るとの説明がありました。

次に、「所管の調査事項」について報告いたします。

NPO法人「らとこんた」の移動販売事業からの撤退についてですが、NPO法人「らとこんた」が令和5年3月31日をもって移動販売事業から撤退することとなり、6年間にわたり「らとこんた」を利用してきました町民にとって4月以降、切迫した買い物困難状態になる恐れが生じています。

事業撤退に至った経緯と、移動販売事業の現状等について担当課に説明を求め、町の対応等について質疑を行ないました。

委員からは、事業撤退を表明した「らとこんた」に対し、町は事業継続に向けた更なる補助金支援等は検討しなかったのか、「らとこんた」撤退後の事業後継を考えている事業者にアプローチし、新たな事業者を確保するなどの対応はしたのかなど、町の移動販売事業に対する対策や買い物困難者への対応についての多くの意見や質問がでました。

担当課からは、撤退との連絡を受けたが、更なる補助金支援は検討せず、従来の車両整備補助、燃料費補助での支援のままできた。今後の対応として、新たに事業の継続を考えている事業者の情報をキャッチしながら、移動販売事業継続に向け取り組んでいくとの説明がありました。

移動販売事業を取り巻く状況は、利用者の減少や、商品仕入れの問題、燃料及び人件費な

どの経費高騰により、厳しい経営環境であることを委員全員が共通認識し理解したうえで、委員会としては、担当課に対して早急に買い物困難者への対応に最善を尽くすよう指摘しました。

最後に、「愛の橋架替え事業」についてですが、愛の橋架替え工事の進捗状況及び、令和5年度の工事内容等について担当課に説明を求めました。

担当課より、測量・地質調査は終えているが、係留船舶の移動先の係留場所の調整作業に時間を要しているため、工事の工程に遅れがでているとの説明を受けました。

橋梁架替え工事の着工には、約55隻の船舶の移動が必要となっており、現状では全ての船舶が移動係留できる十分な係留場所は確保できておらず、新たに仮設桟橋の設置工事が必要な状況となっています。そのため、橋梁の架替え工事全体のスケジュールは、当初の事業計画より2年程度遅れることとなり、委員会では変更となった工事工程表と今年度実施予定の事業内容を確認しました。

以上で、産業建設常任委員会委員長報告を終わりますが、所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査、研究を行なってまいります。

### ○議長（池田信博）

次に、広報広聴常任委員長 2番：牧野 牧子 議員

### ○2番（牧野牧子）

それでは、広報広聴常任委員会より報告をいたします。

はじめに、「議会だよりの発行」についてです。

前回、「冬号」の発行についてです。委員会編集開催日は令和5年1月10日、11日、19日、24日の4日間でございました。発行日は2月1日でした。

次に、本定例会終了後の「春号」の発行についてです。定例会会期中の3月9日に委員会を開催し、「隠岐の島町 議会だより春号」の編集方針並びに発行の日程について協議いたしました。原稿締め切りを3月29日水曜日午後3時とし、編集開始の予定です。

続いて、「議会と住民との懇談会」についてです。

議会基本条例第4章第10条に基づき、「議会と住民との懇談会」を年2回開催することにいたしました。

初回開催運営に向け、区長会へは懇談会の主旨の説明に伺い、西郷地区のコミュニティ連合会におきましては、「お願い文」による周知活動を行ないました。懇談会の内容は、「議会報告」と各区長、自治会長の協力のもとアンケートによる、「テーマについての意見交換」の

二部構成といたしました。

初回開催日は令和5年4月22日土曜日、23日日曜日の2日間です。開催地区は都万地区、五箇地区、布施・中村地区、西郷地区2か所でございます。全議員が2班に分かれて地区に出掛け、議会が有する情報発信と住民との意見交換など広聴活動を行います。

報告は以上ですが、現在の委員構成は令和5年4月末に終了となります。議員各位には当委員会への取り組みに対し、ご協力いただきありがとうございました。

また、4月実施予定の「議会と住民との懇談会」におきましては、初の試みということもあり現体制で進めてさせていただきます。「住民に必要とされる議会、信頼される議会」への第一歩として成功させ、新体制へ引き継ぎたいと思っております、皆様のご協力を宜しくお願ひいたします。

なお、所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査、研究をいたします。以上で、広報広聴常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（池田信博）

以上で、「委員長報告」を終わります。

#### 日程 第2. 特別委員会の中間報告の件

「特別委員会の中間報告の件」を議題とします。

隱岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、「竹島対策特別委員会」から調査事項の件について、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

したがって、「竹島対策特別委員会」の中間報告を受けることに決定いたしました。

竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長 5番：田中一隆 議員

#### ○5番（田中一隆）

竹島対策特別委員会の中間報告をいたします。

当委員会は、議会会期中である3月9日に開催しました。

1、竹島に関する要望活動について

令和4年12月21日及び22日に、内閣府をはじめとする関係機関、外務省・農林水産庁・

国土交通省・文部科学省、また、島根県選出の国会議員の皆様や関係する国会議員の皆様に対し、「竹島領有権及び周辺海域における漁業秩序の早期確立について」要望活動を実施しました。

池田町長が、本町をとりまく現状の説明と竹島を所管する組織を設置すること等、5項目を重点的に要望してまいりました。“竹島”への関心をより一層高めるための取り組みと、今後も、要望活動を継続していくことの重要性を感じております。

## 2、「竹島の日」記念式典について

令和5年2月22日、恒例の「竹島の日」記念式典が、松江市の島根県民会館で開催されました。コロナ感染症対策のため、少數の関係者のみでの出席となりました。午前中に開催された、「竹島問題を語る国民交流会」では、出席者が8グループに分かれ、それぞれの“テーマ”を決め、その内容にそって自由討論しました。私の出席していた第8グループは「竹島を風化させてはならない」、「国の積極的な姿勢を求める」等、提言しました。出席者の方々の領土権確立への問題意識と、関心の高さを示すものがありました。

午後からの記念式典では、丸山知事の挨拶から始まり、池田町長からも、国の関与を強めてほしいとの挨拶がありました。祝辞を述べる国会議員の皆様や秘書の方々が続き、最後の下條正男氏の講演は、予定時間の半分もなく、残念な思いでした。下條氏は、「竹島の日」は「竹島の日をなくすために開催している」という、重い言葉で締めくくりました。

また、期間中の20日、21日には、島根県庁食堂で「竹島カレー」の提供や、隠岐物産催事販売所で竹島関連グッズを販売し、総額13万7,300円の売り上げがありました。特に、竹島カレーは、販売して直ぐに完売になるほど人気があり、啓発効果を得られたとのことであります。

## 続きまして、「ビヤクシン」の移植式について

竹島問題を強くアピールする一環として、寄贈を受けた「ビヤクシンの移植式」についてでありますが、気候、時期の都合により3月9日に本庁舎敷地内へ移植し、来たる3月27日に記念式典を予定しております。今回移植された「ビヤクシン」は、明治後期に竹島を目印にして、鬱陵島へ往来していた帆船「弁天丸」の船頭が鬱陵島から持ち帰り、福浦地区内に移植した子木であります。竹島の海産物を運搬した帆船であり、竹島にゆかりがあると想定されることから、当委員会では、竹島啓発活動を停滞させないための一助となればと、協議を重ねてきたところであります。

また、移植された「ビヤクシン」の近くには、由来に関する学術的調査を踏まえた説明看

板も設置します。

日本の抱える「領土問題」は、それぞれの原因がありますが、「領土問題の核心は主権が及ばなければ、日本の領土ではない」という意識の拡大が必要です。

今後も、委員会としての目標を達成するため、所管の調査事項について、議会の閉会中も調査・研究を進めてまいります。

以上、本特別委員会の中間報告といたします。

### ○議長（池田信博）

以上で、「特別委員会の中間報告の件」を終わります。

ここで、13時30分まで昼休憩といたします。

（本会議休憩宣言 12時00分）

### ○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣言 13時30分）

## 日程第2. 討論

これより「討論」を行います。

町長提出議案の議第2号「隠岐の島町隠岐有機センター設置及び管理条例を廃止する条例」から議第19号「指定管理者の指定について〔船原集会所〕」までの18件、及び議第30号「令和5年度隠岐の島町一般会計予算」から議第50号「物品購入変更契約の締結について〔小型ノンステップバス購入〕」までの21件の計39件、及び同意第1号「隠岐の島町教育委員会教育長の任命同意について」、並びに本日の議事日程第1で行いました委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番：村上謙武議員

### ○7番（村上謙武）

反対討論をおこないます。

私は、議第9号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、反対の立場で討論をいたします。

この度の職員給与の条例改正は、「職員給料表」の1級から3級の職員には該当せず、4級以上の職員の「期末・勤勉手当」の支給額の引き上げにつながるものであると理解をしております。

私が今回の「条例改正」に反対する主な理由の一つは、地方公務員の平均給料月額の水準を比較する際に、国家公務員の給料月額を 100 として表した「ラスパイレス指数」というものがあります。ちなみに、本町職員の令和 4 年 4 月のラスパイレス指数は 99.3 と、島根県下 19 市町村の中でも 2 番目に高い数値がありました。

県下 19 市町村のラスパイレス指数の平均値は 98.4 であり、また県下の 11 町村のラスパイレスの平均値は 97.3 という数値であります。このことから言えることは、本町は県下 11 町村のラスパイレス指数の平均値の 97.3 という数値を直視して、少しでも職員の平均給料月額を抑制するというような対策が求められている自治体であると、そう認識すべきではないでしょうか。ちなみに今回、補足資料として提示のあった鳥取県の 8 町村のデータがありますが、加算率上限の数値は確かに 15% でした、ラスパイレス指数の平均値を見るとこの 8 つの町の職員の平均値は 93.0 と、かなり低い数値がありました。

これらのことから考察すれば、単に他の自治体職員の加算率上限の数値の比較のみで、本町職員の加算率引き上げを判断するのではなく、職員の年間の平均給与の水準や各々の自治体の財政状況等も総合的に考察したうえで、職員給与の条例改正は行われるべきではないかと考えるところであります。

そして反対する理由の二つ目は、本町の将来の財政状況を考慮した場合、未だ財源不足の改善につながる明るい材料が見当たらない状況の中で、今後、財政負担増につながる拙速な職員給与の条例改正は避けるべきと考えるからであります。

以上の二つの理由から、今回の職員給与の条例改正は見送るべきであると判断し、議第 9 号議案に反対をいたします。議員の皆様にはどうか反対理由の主旨にご理解をいただき、ご賛同いただきますようお願いいたします。終わります。

### ○議長（池田信博）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

13 番：石田 茂春 議員

### ○13番（石田茂春）

議第 9 号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、賛成の立場で申します。

難しいことは分かりませんが、本年は国あげてベースアップと言われております。本町も一般職におかれましても、期末手当については他の町村を調査した結果引き上げるものです。10% から 15% です。

参考までに申しますと、県内町村の最高は20%です。またお隣の鳥取県は全て15%です。  
県内最大の町村である本町におかれましても、妥当な率ではありませんか。

最後に担当課長も本日最後の定例会であります。長年、行政マンとしてわが町の発展、町民の幸せのためご尽力いただきました、今日の日が「有終の美」となるよう全会一致でお願いいたします。

## ○議長（池田信博）

次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

ほかに、討論は、ありませんか。

（「なし」の声を確認）

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

## 日程第4. 採決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

まず、はじめに議第2号「隱岐の島町隱岐有機センター設置及び管理条例を廃止する条例」及び議第3号「隱岐の島町共同利用牛舎施設設置及び管理条例」の2件を、一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、議第2号及び議第3号の2件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第4号「隱岐の島町個人情報保護法施行条例」から議第6号「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」までの3件について、採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 4 号から議第 6 号までの 3 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 7 号「隱岐の島町議會議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 7 号は委員長報告とおり「可決」されました。

次に、議第 8 号「隱岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 8 号は委員長報告とおり「可決」されました。

次に、議第 9 号「隱岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成 13 名、反対 2 名

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

したがって、議第 9 号は委員長報告とおり「可決」されました。

次に、議第 10 号「隱岐の島町総合体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例」から議第 15 号「隱岐の島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」までの 6 件について、一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 10 号から議第 15 号の 6 件は委員長報告とおり「可決」されました。

次に、議第 16 号「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 16 号は委員長報告とおり「可決」されました。

次に、議第 17 号「財産の無償譲渡について」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 17 号は委員長報告とおり「可決」されました。

次に、議第 18 号「損害賠償の額を定め和解することについて」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 18 号は委員長報告とおり「可決」されました。

次に、議第 19 号「指定管理者の指定について〔船原集会所〕」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 19 号は委員長報告とおり「可決」されました。

次に、議第 30 号「令和 5 年度隱岐の島町一般会計予算」について採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 30 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 31 号「令和 5 年度隱岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」から議第 43 号「令和 5 年度隱岐の島町上水道事業会計予算」までの 13 件を、一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 31 号から議第 43 号までの 13 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 44 号「工事請負変更契約の締結について〔令和 3 年度社交金町道中町中条線一本橋橋梁更新工事〕」から議第 50 号「物品購入変更契約の締結について〔小型ノンステップバス購入〕」までの 7 件を、一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 44 号から議第 50 号までの 7 件は委員長報告とおり「可決」されました。

次に、同意案件の採決を行ないます。

同意第1号議案については、「無記名投票」で行います。

これより、同意第1号「隱岐の島町教育委員会教育長の任命同意について」を採決します。

ここで、野津教育長の退室を求めます。

( 野津教育長 退室 )

議場の出入口を閉めます。

( 議場閉鎖 )

ただ今の出席議員は、議長を除き 15 名です。

立会人を指名します。

隱岐の島町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に 1 番：岡田智子議員、2 番：牧野牧子議員を指名します。

投票用紙を配ります。

本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。○×などは無効となります。

( 投票用紙配付 )

投票用紙の配付漏れはありませんか。

( 「なし」の声確認 )

「配付漏れなし」と認めます。

「投票箱」を点検します。

( 投票箱の点検 )

「異状なし」と認めます。

ただ今から、「投票」を行ないます。

職員が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

( 局長が議席番号及び氏名の点呼 )

( 全員投票 )

「投票漏れ」はありませんか。

( 「なし」の声確認 )

「投票漏れなし」と認めます。

「投票」を終わります。

「開票」を行ないます。

岡田智子議員、牧野牧子議員、開票の立会いをお願いします。

( 開票 )

開票の結果を報告します。

投票総数 15票。

うち有効投票 15票、無効投票 0票。

有効投票のうち 賛成票 15票、反対票 0票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第1号は原案のとおり「同意」することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

( 議場開場 )

野津教育長の入室を許可します。

( 野津教育長 入室 )

ここで、先ほど教育長に任命同意されました、野津教育長のあいさつをお願いします。

番外：野津教育長

○番外（教育長 野津浩一）

先ほどは同意をいただき、大変ありがとうございます。

3年前この場で最初に同意をいただいた時には、教育長という責務、右に行っていいのか左に行っていいのか、どちらに向かっていいか分からぬ船出だったことを思いだします。ここ3年間でいろんな人を知り、いろんな経験をさせてもらって教育長の責務しっかり見つけてまいりました。この新しい任期では、そういった経験を活かして誠心誠意、この責務をまとうしたいと考えておりますので、議員の皆様、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いします。本日は大変有難うございました。

○議長（池田信博）

以上で、「採決」を終わります。

日程 第 5. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり、発議第1号「隠岐の島町議会の個人情報の保護に関する条例」及び、発議第2号「国境離島地域の生活安全と国民保護計画の住民説明会を求める要望書」並びに発議第3号「議員定数・報酬特別委員会の設置について」の3議案が提出されました。

本案は隠岐の島町議会会議規則第14条第2項及び第3項の規定による、議員並びに委員会提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行ないます。

最初に、ただ今、議題となりました発議第1号「隠岐の島町議会の個人情報の保護に関する条例」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

9番：西尾 幸太郎 議員

○9番（西尾幸太郎）

発議第1号「隠岐の島町議会の個人情報の保護に関する条例」について、提案理由の説明をいたします。

この条例は個人情報の保護に関する法律が一部改正され、個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されるにあたり、議会（事務局）が同法の適用から除外されることになります。

のことから、議会独自の条例を制定し、議会の保有する個人情報の適正な取り扱いが確

保されるよう必要な措置を講ずるものであります。

なお、条例案については、お手元に配付のとおりでありますので、議員の皆様よろしくお願ひいたします。

## ○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

これより、「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「討論なし」と認めます。

次に、「採決」を行います。

採決は起立によって行います。

発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、発議第1号は原案のとおり「可決」されました。

次に、発議第2号「国境離島地域の生活安全と国民保護計画の住民説明会を求める要望書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

4番：齋藤 則子 議員

## ○4番（齋藤則子）

それでは、発議第2号「国境離島地域の生活安全と国民保護計画の住民説明会を求める要望書」の提案理由の説明を行ないます。

私が、この発議をするきっかけになったのは、昨年の12月16日「安保三文書」、「安保関連三文書」とも言ったりしますが、それが閣議決定されました。その「三文書」の中に「反撃能力」いわゆる「敵基地攻撃能力」を強くするという文言が入っております。

2015年には「集団的自衛権」というのが、閣議決定で行なわれて段々“きな臭く”なってきたということがございます。隠岐の島町といいますのは、前はと言いますか島根原発

がございます。そして後にと言つたらいいのでしょうか「竹島問題」を抱えております。竹島がこの“きな臭い”ということになるというのは考え難いですが、最近かなり頻繁に北朝鮮の方からミサイルが日本海に落ちたりしております。

そういうこともございまして、隠岐の島町といいますのは、“前門の虎後門の狼”と言うような間にあって、有人国境離島として非常に危険な立ち位置あるといつてもいいでしょうか。そういうことがございまして、今回、「国境離島地域の生活安全と国民保護計画の住民説明会を求める要望書」を島根県に出すという考えに至りました。

原発がある島根県は原発の30キロ圏内の「保護計画」というのですか「避難計画」は作っておりますけども、70キロ離れた隠岐諸島に関しては、まだ何にも作っていない、作成していないというようなことがございます。

先ほども申し上げましたように、かなり危険なことになるような方向が示されておりますことから、また原発の場合ですと、ただただミサイルが飛んで来て原発を攻撃するだけではなくて、最近はドローンもございますし、またサイバー攻撃等も言われております。サイバー攻撃などで電源喪失によりコントロールが出来なくなって、全電源喪失みたいなことになりましたら福島の原発事故と同じようなことになりかねないと危惧されるわけです。そこで、「国境離島地域の生活安全と国民保護計画の住民説明会を求める要望書」として発議するところです。

この要望書の提出先は島根県知事です。どうぞ皆様のご理解とご賛同をお願いしたいと思います。

## ○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

これより、「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「討論なし」と認めます。

これより、「採決」を行います。

採決は起立によって行います。

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成14名、反対1名。

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

したがって、発議第2号は原案のとおり「可決」されました。

次に、発議第3号「議員定数・報酬特別委員会の設置について」、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

9番：西尾 幸太郎 議員

### ○9番（西尾 幸太郎）

それでは、発議第3号「議員定数・報酬特別委員会の設置について」提案理由の説明をいたします。

昨年度実施した議会アンケートでは「議員定数・報酬について」、町民の皆様から多様な意見が多数寄せられました。

また、今3月定例会では議員報酬及び費用弁償に関する条例改正案が上程されましたが、町の特別職報酬等審議会の答申内容には過去に議会が研究・調査し、報告した内容などはほとんど触れられていませんでした。

議会が調査・研究した議員定数・報酬などの内容を、多くの町民や町の特別職報酬等審議会に明確に示すことができるよう、委員6名をもって構成する「議員定数・報酬特別委員会」を設置し、調査・研究を進める必要があるためであります。

以上が、提案理由の説明であります。

議員各位にはご賛同いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

### ○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

これより、「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

( 「なし」の声を確認 )

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

まず、反対者の発言を許します。

1番：岡田 智子議員

○1番（岡田智子）

発議第3号「隠岐の島町議員定数・報酬特別委員会の設置」に対して、町民の皆さんや有識者の方々を構成員といたしました、第三者機関の設置を希望し、反対討論をさせていただきます。

はじめに、今回の議員定数・報酬を協議する特別委員会の設置は、3月13日に内容も知らされないまま、話し合いを実施したのみで、合意形成をしないまま4日後の今日議決するという、強硬な議会の進め方に、まず、違和感を抱いています。

私は、町民の皆さんが議員の定数・報酬について、否定的な意見が多いことは十分理解をいたしております。ですが、今回の特別委員会の設置は、当事者である議員自らが調査研究し、決定するプロセスになるので、住民の皆さんには全く理解が出来ないと思います。

本町の議員定数及び報酬については、参考人制度及び公聴会制度を活用して、議会で決定することを「議会基本条例」で定めていますが、他の自治体においては、議員間利益の発生や自己保身につながることから、公平・公正な判断ができないため、「第三者機関」で調査検討したものを、議会に答申しているところもございます。

本当に町民の皆さんのお意見を尊重するのであれば、特別委員会を設置するのではなく「議会基本条例」を見直し、付属機関である「第三者機関」を設置し、そこで客観的に調査・検討すべきだと思います。

「議会は、私たち議員のものでなく、住民の皆さんのおものである」と再認識し、新しい議会運営をつくりだすためにも、町民の皆さんと一緒に考えることは、「新たな住民自治」を創り出すものと考えます。

町民の皆さんが納得し、開かれた議会を目指すのであれば、町民の皆さんや有識者の方々を構成員といたしました、「第三者機関」の設置を希望し、反対討論とさせていただきます。

○議長（池田信博）

次に、賛成者の発言を許します。

7番：村上謙武議員

○7番（村上謙武）

発議第3号の「議員定数・報酬特別委員会の設置について」、賛成の立場で討論をいたします。

設置の要望の理由については、先ほど西尾議員の方から説明がありました。それに関して、

もう少し私の方から賛成理由として付け加えたいと思います。

議員間の「自由討議」を行ないました。その時に議員定数・報酬等に関しても多様な意見が出ました。ということで、それも踏まえてですが 16 名の各議員、それぞれいろんな考えをお持ちです。そういった考え方を尊重して、共通理解と一番大事なのは合意形成を図る必要性がこの議会にはあると思います。

そういうた討論を通して、議員の共通理解と議会の合意形成を図るためにには、この議会にそういうことを協議する「特別委員会」は絶対必要ではないかという風に思っております。

もう一つ、そういうた議員定数・報酬等を審議するうえで、他の自治体の町村議会の議員定数は現在どうなっているか、報酬はどの水準にあるのかといったことも広く調査、研究して、我々 16 名の議員が共通理解として持つことが非常に大事だと。そういうた特別委員会で調査、研究を通して、我々も町民に対して、しっかりとこの隠岐の島町議会にふさわしい議員定数は何名、議員報酬はこれこれということを自信をもって町民に対して示すことが必要を感じますので、やはり議会内に議員定数と報酬を審議する「特別委員会」は必要であるとということで賛成いたします。以上です。

### ○議長（池田信博）

次に、反対者の発言を許します。

12 番：前田 芳樹 議員

### ○12番（前田芳樹）

発議第 3 号「議員定数・報酬特別委員会の設置について」に対して反対討論を行ないます。

私は今回の設置案について反対をいたします。以下に、問題点の一部を述べまして反対理由といたします。

一点目、議員定数と報酬を審議する目的の特別委員会の設置は、議会力の変動と住民意思を行政に反映させる機会の変動に大きな影響を与えますので、全会一致が望ましく、全議員での審議が尽されて大多数の議員の合意が形成されなければならぬが、現段階ではそこまでには至っておりません。3月 13 日の自由討議で約 2 時間ばかりしか協議の機会を与えず、意見を言わせて各議員の賛成・反対の意思確認をしただけで、幾人もの議員の意見が無視された状況下で多数決原理で採決して、「特別委員会の設置」を仮称の状態で強行しようと考えていたのなら間違っています。現段階での発議は拙速すぎます。また、少數の特定者で審議するのではなく、全議員で審議をするべき事案であるから、特別委員会を今に設置する必要はありません。

二点目です。平成 30 年に「議員定数と報酬を審議する目的の議会改革特別委員会が設置されまして、令和元年 12 月に「報告書」が承認されています。全国的な類似自治体はもちろんながら多数の資料などの調査を踏まえまして、「定数は 16 人のまま、報酬は引き上げるべき」という決議報告がありました。

その後、急激な人口減少が発生したわけでもなく、3 年間で 1,000 人の減少に留まり人口 13,495 人を維持しています。今後、人口変動がどのように推移していくのかまだ不透明な段階で議員定数削減を目的とするような特別委員会を設置するべきではありません。

人口が 1 か所に集中している自治体と人口が分散している自治体とは単純な比較はできないように各自治体に千差万別な条件があります。要は自分たちの自治体の運営組織は自分たちで決めればよいので議員定数を減らす必要はありません。議員数が多い方が住民からの多様な要望を行政に反映できるはずで、議員数が減少するほどにこれが困難になっていくのです。前回の特別委員会の報告決議を実践することのほうが先です。それをしないままに、同様の委員会を間無しにまた設置する必要はないのです。

三点目に 3 月 13 日の自由討議の中で、「議会基本条例制定の際の住民アンケート調査で、議員定数が多すぎるという声があつたので・・・」という今回の委員会設置理由の意見がありましたが、アンケートは匿名であり、回収率は低く、議員定数が多すぎるという声の実数もそれほど多すぎるわけでもなかつたようです。過大に唱えて忖度する必要性はないのではないかと思います。

令和 5 年 2 月末人口 13,495 人の内、11,000 人近くの有権者の中から過半数と言わないまでも 1,000 人レベルの声を聞いたわけではありません。少なくとも全体の「住民意識調査」をして、その結果次第にするべきです。今することではありません。

重ねて申し上げますが、今回の設置案は全議員による協議が尽くされておらず、拙速すぎて全議員の納得と合意形成には至っておりません。一部の議員だけではなく、全議員でもっとよく事前協議をするべきであるので、私は反対をいたします。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。以上で終わります。

## ○議長（池田信博）

次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

ほかに、討論は、ありませんか。

（「なし」の声を確認）

これより、「採決」を行います。

採決は起立によって行います。

発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成9名、反対6名。

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

したがって、発議第3号は原案のとおり「可決」されました。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催します。

( 本会議休憩宣言 14時26分 )

( 全員協議会開会宣言 14時26分 )

### ○議長（池田信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

( 全員協議会閉会宣言 14時48分 )

( 本会議再開宣言 14時48分 )

ただ今、設置が決定いたしました「議員定数・報酬特別委員会委員の選任」については、隠岐の島町委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔議員定数・報酬特別委員会（6人）〕

藤野 定幸議員、大江 寿議員、村上 謙武議員、西尾 幸太郎議員、高宮 陽一議員、米澤 壽重議員以上、6名です。

委員長、副委員長名を米澤壽重議員より報告願います。

### ○15番（米澤壽重）

委員長、副委員長の互選の結果についてご報告をいたします。

委員長：高宮 陽一議員、副委員長：村上 謙武議員です。

### ○議長（池田信博）

「議員定数・報酬特別委員会」が設置されたので、よろしくお願ひいたします。

以上で、「議員提出議案の上程と審議」を終わります。

## 日 程 第 6. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長及び特別委員長から、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長及び特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は継続審査・調査となった案件を除き、全て議了いたしました。

会議を閉じます

これをもって、令和5年第1回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

( 閉 会 宣 告 14時50分 )

以 下 余 白